

鹿島田公会堂 使用規程

前 文 鹿島田公会堂管理運営規則 第 1 4 条に基づきこの規程を定める。

第 1 章 使用許可条件

- 第 1 条 町内会長は、この規程により公会堂使用の許可・不許可を決定する。但し、町内会長は、許可・不許可の判断を、副会長に委任することができる。
- 第 2 条 町内会会員以外の利用者は、原則使用を許可しない。但し、町内会長の承諾を受けた場合はその限りではない。
- 第 3 条 使用の順位は申し込み順とする。
2. 町内会登録団体を対象に、毎週同一曜日に継続使用する者については、4 月に申し込みを受け付ける。
 3. 葬祭には他の申し込みより優先して使用する事ができる。
- 第 4 条 営利を目的とする使用は許可しない。
- 第 5 条 公職選挙法による選挙の公示期間中、一候補者一回に限り選挙運動の為の使用を許可する。その他、政治目的の為の使用は許可しない。
- 第 6 条 葬儀や災害などの事態、緊急の町内会行事などが生じたときは、許可の取消や、使用日時の変更をお願いすることがある。その際には既納の使用料を返金するか、使用日時を変更する。

第 2 章 使用料

- 第 7 条 公会堂の使用料は会場使用料、備品使用料、その他の使用料とする。
- 第 8 条 市区若しくはこれに準ずる団体が町民の為にする行事は使用料を免除する。
- 町内会役員会など町内会内の会合、老人クラブ、子ども会、PTA活動行事、民生委員・児童委員、保護司、社会福祉協議会等の福祉団体の行事、又は、町内会長が上記以外で特に必要と認めたものは、使用料を免除する。
- 上記以外の団体並びに個人使用は、会場使用料、備品使用料、その他の使用料一切を有料とする。
- 第 9 条 会場使用料、その他付属する使用料は、本規定別紙のとおり定める。
- 第 10 条 利用者は、会場使用料、その他付属使用料を、申込時に公会堂管理人に支払う。
- 第 11 条 利用日の前月同日以降のキャンセルについては、既納の使用料の返金には一切応じない。

第3章 申込手順

- 第12条 公会堂の利用希望者は、所定の申込用紙に必要事項を記入の上、公会堂管理人に申込書を提出する。
2. 公会堂管理人は、町内会長に使用許可の判断を仰ぐ。
 3. 町内会行事に使用する時は、当該担当部長を申し込み者と定める。
 4. 法人団体等が使用する時は、その代表者を申し込み者と定める。

第4章 使用上の遵守事項

- 第13条 台所の使用はお湯を沸かすのみとし、煮炊きは許可しない。但し町内会長が認めた場合はこの限りではない。
- 第14条 会場の使用は、午後8時限りとするが管理人の承諾を受けた場合は1時間以内の延長をすることができる。
- 第15条 使用者の過失不注意を問わず、建物や附属設備等を破損若しくは損害を与えた時は、使用者は弁償の責を負う。
- 第16条 使用后、責任者は火の元の安全を確認し、使用した備品は元の場所へ戻す。

第5章 附 則

- 第17条 この規程にない事項は町内会長の決定するところによる。
- 第18条 この規程の改正は町内会役委員会の過半数の出席と決議により行う。
- 第19条 この規程は昭和52年8月14日より施行する。

[改正]

- ・2022年10月 鹿島田公会堂管理運営規則との間の条項の調整と規定内容の更新

【別紙】 鹿島田公会堂 使用料金表

		1階	2階 (和室)
通常使用	9時～12時	2,000円	2,500円
	13時～16時	2,500円	3,000円
	17時～20時	2,500円	3,000円
	飲食使用	+500円	
冠婚目的		30,000円 (全館1日使用)	
葬儀目的		50,000円 (全館2日使用)	